



鳥取県公報

平成28年 7 月 21 日 (木)
号外第 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (496) (水産課)	2
-------	--	---

告 示

鳥取県告示第496号

平成23年鳥取県告示第497号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成28年7月21日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年鳥取県規則第61号）第3条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年7月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
1 規則第2条第1項の利子補給率						1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代化 資金の種類	利子補給率					漁業近代化 資金の種類	利子補給率				
	漁業近代化 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合		法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合	漁業近代化 金融通 法（昭 和44年 法律第 52号。 以 下 「法」 と い う。） 第2条 第2項 第1号 から第 4号ま でに掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （漁業 近代化 資金融	法第2 条第2 項第5 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第1 号から 第5号 まで及 び第10 号に掲 げる者 （令第 5条に 規定す る団体 に限 る。） に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第1 号に掲 げる融 資機関 が、同 条第1 項第6 号に掲 げる者 に貸し 付ける 場合	法第2 条第2 項第2 号及び 第4号 に掲げ る融資 機 関 が、同 条第1 項第6 号から 第10号 までに 掲げる 者（同 条第10 号に掲 げる者 にあっ ては、 令第5 条に規 定する 団体を 除く。） に貸し 付ける 場合

	通法施行令 (昭和44年政令第209号。以下略という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.80パーセント	年0.80パーセント
2 略				

	通法施行令 (昭和44年政令第209号。以下略という。) 第1条第3号に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合			
略				
4	規則別表第3号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
5	規則別表第4号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
略				
8	規則別表第7号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
9	規則別表第8号に掲げる資金	略	年0.85パーセント	年0.85パーセント
2 略				